

長岡赤十字病院 施設共同利用の細則

（目 的）

第1条 本細則は、地域医療機関等連携推進要領に規定する施設の共同利用について、地域の登録医療機関等の医療従事者に施設を開放し、研究活動を支援するとともに、病院従事者とも連携して研究活動を行い、地域医療従事者の資質の向上を図ることを目的とする。

（共同利用者）

第2条 病院の施設等の共同利用を行うことができる者は、登録された医療機関の医師及び歯科医師、並びに登録医が勤務する医療機関の看護師、薬剤師その他の医療従事者とする。

（対象施設）

第3条 共同利用のために利用できる施設は、図書室、会議室、講堂及び視聴覚器材とする。

（利用手続）

第4条 図書室、会議室、講堂及び視聴覚器材を利用する場合は、地域連携・福祉支援課に申し込み総務課で所定の手続きを行う。

（費用等）

第5条 施設共同利用に係る施設使用料については無料とする。但し、利用者の重大な過失で発生した費用については別途協議する。

（その他）

第6条 本細則に定めのない事項に関しては、別途協議をして決定するものとする。

附則 この細則は、平成17年 3月 1日より施行する。

令和元年 7月 1日 一部改正